

# 緊急通報システム

もしも、一人暮らしをしていて急に具合が悪くなった場合どうしますか？

体が動く状態であれば、電話まで行って家族や親族に連絡をすることも可能かもしれませんが、ただ、動けないほどの痛みや苦しみが生じた場合、また、もともと動くのが難しいといった場合、助けを求めるのは非常に困難になります。

「緊急通報システム」は一人暮らしの方が安全、安心に生活できるように支援してくれるサービスです。緊急救命通報ボタン、火災報知機、ガス漏れ報知器の3点セットで設置され、緊急時には必要な連絡や調整を委託された業者(警備会社等)が行なってくれます。

## ◆ どんなサービス？

基本的には緊急時に「緊急事態であることを伝える」ためのサービスになります。

ボタンを押しさえすれば、委託業者につながります。意識があれば状況を伝える、相談する、といったやりとりをします。委託会社の問いかけに反応がない場合は、意識がないと判断され救急車の要請や委託会社職員の訪問等の措置が図られます。

緊急の際、必ずしも玄関の鍵が開いているとは限らないため、合鍵を委託業者に預けます。緊急時には、自宅を訪問し、その鍵を使用して自宅内に入ります。

緊急通報の装置が設置されますので、最低限の条件として電話回線がつながっていることが必要です。その装置の他に、火災報知機、ガス漏れ報知器がセットになります。また、緊急通報装置にはペンダント式のボタンも付属されます。それを自宅内で身につけておくことで、自宅内のどこにいても通報できるようになります。

## ◆ では、支給対象の条件は何でしょう？

以下の全てに当てはまる方が対象になります。

### ① 在宅で生活している65歳以上の方で一人暮らしの方

高齢者福祉サービスのため、65歳以上の方が対象ですが、入院中や施設入所の方は対象になりません。また、一人暮らしの方が対象です。ただし、同居者がいても、その同居者が寝たきりや認知症等で緊急時の対応が困難である場合は対象になります。

### ② 市県民税が世帯非課税であること

## ◆ 利用料は？

設置費用は市が負担するため無料です。ただ、利用料が1日10円程度かかります。これは、システムが正常に働くかどうか確認するための通話料になり、電話料金に加算されます。

## ◆ 申請方法は？

各区の高齢介護課もしくは各地区の地域包括支援センターが窓口となります。

ケアマネジャーの代行による申請はできませんが、あすなろの家は在宅介護支援センタ

一(市の認可を受けている)が併設されているため、地域包括支援センター同様に申請のお手伝いが可能です。

お気軽にご相談ください！

